看護の質の向上と確保に関する検討会

平成21年3月17日

看護の質の向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
1. 看護教育のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
1) 看護基礎教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
2)保健師・助産師教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
3) 看護教員		3
4)生涯教育 / ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	3
2. 新人看護職員の質の向上について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
3. チーム医療の推進について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
4. 看護職員の確保について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
まとめ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	7
看護の質の向上と確保に関する検討会委員		

看護の質の向上と確保に関する検討会の経緯

はじめに

今後の少子高齢化を踏まえ、医療の高度化、療養の場や国民のニーズの多様化といった変化に的確に対応し、国民に良質な看護サービスを提供するために、看護職員の資質・能力の一層の向上が求められることから、平成20年7月にとりまとめた「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」において、看護基礎教育の充実の方向性について、「いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善な看護を提供できる人材として成長していく基盤となるような教育を提供することが必要不可欠である」ことが示された。

これを受け、チーム医療を担う一員としての看護職員の質の向上に加え、量の確保の観点からも総合的に検討するために、本検討会を昨年 11 月 27 日より立ち上げ、5回にわたり今後の基本的な方向性について検討を進めてきた。

看護の質と量の確保は密接な関係にあり、看護教育の一層の充実や新人看護職員研修の普及、看護職員の勤務環境等の改善及びチーム医療の推進による専門性の向上は、看護の質を高めるための重要な課題であるばかりでなく、これらを推進することによって看護職員が魅力ある専門職として認知され、量の確保にも大きく貢献するものである。そして、このことはまさに国民に対する看護サービスの向上を目的とするものである。今般、効果的な看護の質の向上と確保に向け、これまでの議論を中間的にとりまとめた。

厚生労働省においては、以下に示された基本的な方向性に沿って文部科学省をは じめとする関係省庁などとも連携・協力し、積極的に取り組むとともに、検討会に おいて示された様々な意見や現場の取組み事例などを今後の行政施策に活かし、財 政支援を行うことを、当検討会として強く要請する。

1. 看護教育のあり方について

1)看護基礎教育

- 看護教育は看護サービスの基礎をなすものであり、国民が良質な医療を受けることができるよう、時代や国民のニーズの変化に合わせて不断に見直し、充実を図る必要がある。
- 現在、高齢化、医療の高度化、在院日数の短縮化、在宅医療など療養の場の多様 化といった変化に伴い、医療の質の一層の向上が求められる中、チーム医療の一 翼を担う看護職員を養成する看護基礎教育の充実は重要かつ緊急の課題である。
- 他方、看護師養成機関には、大学、短期大学、養成所(主として専修学校)、5

年一貫校があるが、いずれの養成機関を卒業した新人看護師についても臨床実践能力が不足していることが指摘されている。また、いずれの養成機関においても、現在の教育課程は過密であるとの指摘があり、教育した内容が着実に身につくよう、臨地実習の場の確保を含めた環境を整備していくことも重要である。

- 〇 平成 21 年度より新カリキュラムの実施を行うこととしているが、このカリキュラム改定は当面の課題に対応したものであるため、今後の看護基礎教育のあり方を踏まえ、更なる検討が必要である。
- 看護師がその役割を果たすために必要な知識・技術や能力は多岐にわたるが、そのうち、免許取得前の基礎教育段階で学ぶべきことは何かという点を整理しながら、現在の教育年限を必ずしも前提とせずに、すべての看護師養成機関について教育内容、教育方法などの見直し・充実を図るべきである。この際、個々の看護師養成機関の置かれた状況が多様であることに配慮する他、いわゆる「大学化」についても後述のように今後の動向を見極めて対応する必要がある。併せて、後述のように卒後の新人看護職員研修についても、その普及を図り、充実させることが必要である。
- O このため、教育内容及び教育方法の検討に早急に着手し、平成21年度からのカリキュラム改定の効果も見つつ、さらなる充実を図るべきである。

2) 保健師·助産師教育

- O 保健師は、取得した資格をより有効に活かすためにも、就業の場の拡大が必要である。また対象や課題が幅広くなることにより、高い専門性が求められることから、その教育内容の充実や臨地実習の場の確保が必要であるが、教育の仕方については、
 - ・需給バランスや教育の質の担保を図る観点から、大学での統合教育を見直 し、学部教育終了後の教育とすべきとの意見があった。
 - ・他方、保健師の量の確保の観点や保健師・看護師の教育のあり方として現 在の統合教育がよいという意見があった。

また、平成19年4月の「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」において保健師教育の望ましい単位数が40単位として示されており、これらを踏まえ、保健師教育のあり方について文部科学省と厚生労働省は協力して、結論を出すべきである。

O 助産師は、今後より高い専門性が求められることから、その教育内容や臨地実習

の場の充実が必要であるが、教育の仕方については、

- ・昨今の多様なニーズへの対応が求められることから、高い専門性が必要であ り、学部教育終了後の教育とすべきとの意見があった。
- ・他方、多様な資格取得希望者のニーズに応えられることや、現行の教育においても学生の助産師への動機づけが高いという状況があることから、現行のままの統合教育がよいという意見があった。

また、助産師教育においても、同上の報告書に望ましい単位数が34単位として示されており、これらを踏まえて、助産師教育のあり方について文部科学省と 厚生労働省は協力して、結論を出すべきである。

3)看護教員

- 看護基礎教育の充実のためには看護教員の質の向上と確保が重要であり、看護教員の専門性を高めるために、長期履修制度など働きながら学べる大学院教育課程 の活用といった教員の継続教育に関する促進を支援することが重要である。
- また、今後、医療・看護の実践現場が多様化、高度化していく中で、在宅医療を 含め、特に高度な医療・看護実践能力の習得が看護職員に求められることを視野 に入れると、看護教員が臨床現場で実践能力を保持・向上するための機会を確保 することが重要である。また、高度実践能力を持つ看護職員が教員として働くこ とができるポジションを積極的に設けるなどの養成機関の創意工夫も求められ る。

4) 生涯教育

- 短時間労働や通信教育を活用して看護職員が長期にわたって臨床現場と繋がる ことを支援するなど、看護職員へのリカレント教育の機会について確保・充実し ていくことは、看護職員の離職防止や再就業の促進という観点からも重要である。
- O さらに、看護職員が専門性を持ってキャリアアップしていくことも、国民に対する看護サービスの向上に加えて看護職員の離職防止、定着のために重要である。一部の医療機関では、看護職員が段階的に習得すべき内容を管理的要素と実践的要素とに分けてキャリアアップのルートとして示している例もあり、こうしたことを踏まえ、各医療機関などにおける看護職員の実践的キャリアアップや、医療機関が専門看護師や認定看護師などの積極的な活用を推進することについて、支援策が求められる。

○ こうした状況を踏まえ、看護職員の養成費用や需給バランスに十分留意しつつ、 免許取得前の基礎教育を含め、看護教育の体制、教育内容及び教育方法などの見 直しについて、文部科学省と連携・協力しながら検討を進める場を早急に設け、 その具体化を図るべきである。

2. 新人看護職員の質の向上について

- 現在、医療の高度化、在院日数の短縮化の傾向、医療安全に対する意識の高まりなど国民のニーズの変化を背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で習得する看護実践能力との間に乖離が生じている。そして、その乖離が新人看護職員の離職の一因となっているのではないかと指摘されている。
- こうした指摘を踏まえ、新人看護職員の臨床実践能力の効果的かつ効率的な向上を図るため、平成 16 年 3 月に出された「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」を受けて、新人看護職員の到達目標とその研修指針が示されているが、新人看護職員研修の実施は医療機関などの努力に任されている現状である。
- 在宅や施設など療養の場が多様化することに伴い、看取りを含む全人的な医療や、 患者や家族との関係性を伴う生活の場を中心とした生涯にわたる看護の提供の 重要性が今後益々高まることから、この変化に対応できるよう、在宅看護なども 組み込んだ研修内容を強化することが求められる。
- 今後は、すべての病院の新人看護職員が研修指針に沿った研修を受ける体制を構築するとともに、組織全体で新人看護職員を育てる組織文化の醸成を図ることも 重要である。
- O 看護基礎教育と臨床現場との乖離を埋めるためには、看護基礎教育の充実をはかるとともに、新人看護職員研修の制度化・義務化を視野に、離職防止の観点からも、新人看護職員研修の実施内容や方法、普及方策について早急に検討し、実施に移すべきである。この際、新人看護研修を実施する医療機関に対する財政も含めた支援を行うべきである。

3. チーム医療の推進について

○ 安心・安全な医療を確保し、医療の質の向上を図るためには、医療関係職種が各々の専門性を高め、相互の専門性を理解し、チーム医療を推進していくことが重要である。また、医療関係職種だけでなく、福祉関係職、また患者などの医療の受

け手もチーム医療の一員として協働・連携していくべきである。

- 一方、医療の受け手にとって望ましいチーム医療とは何かという視点からチーム 医療のあり方を考えることも重要である。多職種による協働・連携が進むことに より、医療サービスが断片的になることが懸念されるが、その回避策として、職 種間を繋ぐための看護職員の役割を強化するなど、チーム医療の推進のあり方を 検討すべきである。
- O 特に在宅医療においては、チーム医療は不可欠であり、その推進の重要な鍵を握っているのは看護職員である。
- チーム医療推進の観点から、医師と看護職員との協働・連携を検討するにあたっては、実践現場で看護職員が既に担っている業務の状況を踏まえ、それぞれの専門性に沿ってそれぞれが担うべき業務の範囲と、それを実施するにあたって必要となる知識や技術を整理することが求められる。
- 看護職員がチーム医療における役割を果たすためには、患者の状態などの予測力 や判断力、コミュニケーション能力などが極めて重要であり、こうした能力を看 護職員が持つことができるよう、免許取得前の看護基礎教育を含め、看護教育の 充実を図っていくべきである。
- 〇 平成 19年 12月に出された厚生労働省医政局長通知「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」を踏まえ、医師と看護職員との間の協働・連携、及び看護職員と病院、施設、在宅で共に働く医療・福祉の関係職との協働・連携のあり方についてさらに具体的に示し、その普及を図ることが必要である。

4. 看護職員の確保について

○ 看護職員の需給見通しについては、医療制度を取り巻く変化を踏まえ策定しているが、第六次需給見通しについては5年の見通しとなっている。一方、診療報酬の改定はおおむね2年に一度行われており、当該改定の内容が必ずしも需給見通しに反映されていない状況がある。このため、次期看護職員需給見通しの策定にあたっては、看護職員に対する需要の増加を十分に把握し、現行制度を前提としつつ、できる限り制度改正などの情勢を踏まえて見直すことも含め検討すべきである。また、社会保障国民会議において将来のマンパワーの推計も示されていることから、少子化による養成数の減少などを踏まえた長期的な需給見通しについても検討するべきであり、そのためには、長期見通しを検討するための研究も必

要である。

- 看護職員需給見通しの策定に当たっては、少子高齢化、医療の高度化などにより、 看護職員の需要の増加が見込まれる一方で、18歳人口は激減するため、看護職 員確保対策の強化は喫緊の課題である。
- 多様な看護師養成機関があることにより、質、量の両面からの利点及び課題が指摘されているが、量の確保などの観点から、
 - ・高校生の大学進学志向の高まりを鑑みると、今後進む少子化の中で必要な看護師を確保するためには、看護基礎教育の大学化は不可欠であること、大学では様々な学部の学生との交流が可能であること、また看護師に求められる幅広い知識や先見力などを考えた場合に看護師は大学卒であることが望ましいといったことを踏まえ、将来的には国家試験の受験資格を学士号取得者に限るなどの方法をとり、看護師の確保を図りつつ専門性を発揮できる環境を整えることが重要であるという意見があった。
 - ・一方、現状の3年の教育で国家試験の受験資格を得られることが、経済的に厳しい状況の下で学ぶ学生や就職後に看護師を目指す社会人にとっても魅力となっていること、養成所などが看護師の7割弱を輩出しているという現実があり、量の確保の観点から大きく貢献していること、また地元病院などとの密接な連携の下で看護師を養成し、地域における看護師の供給を担っていることから、教育年限の延長ではなく、待遇の改善などにより看護師の確保を図るべきであるという意見があった。

このため、養成機関のあり方については、現在は多様な養成ルートによって人材が確保されているという現実を十分踏まえつつ、今後の看護の質を高めるカリキュラム改定、新人看護職員研修の普及、看護系大学や大学の看護学部の増加の動向を見極めながら、長期的に少子高齢化が進んでいく中でも魅力ある職種として看護師を位置づけ、必要な数の看護師を確保することが重要である。

- 看護職員確保のためのこれまでの取り組みのうち、今後は離職防止策を一層強化 するとともに、より効果的な確保対策を打ち出し、実行することが重要である。
- 〇 約55万人いると推計される潜在看護職員の再就業を促進すべきである。現在、 潜在化している看護職員の所在を把握するための手段はないことから、例えば、 働く意向がある、あるいはいずれは働きたいという意欲がある潜在看護職員を中 心に把握するための仕組みについて、検討すべきである。
- O 離職の防止、再就業の促進を図るため、多様な勤務形態の導入、24時間保育や病児保育、放課後の子どもの預かり場所なども含めた院内保育所の整備などの勤務環境の改善を進めるとともに、ライフサイクルに応じた働く場についての相談

窓口(ナースキャリアセンター)の設置や出張相談、ハローワークの活用など、就労継続及び再就業への支援体制を強化し、また定年後の人材活用(セカンドキャリア)や男性の看護職員の増員を図るなど、新たな看護職員確保策も含め総合的に推進することは喫緊の課題であり、これまで以上に積極的に取り組むべきである。

O これらを総合的に勘案して、第七次看護職員需給見通しを策定すべきである。

まとめ

当検討会は、看護実践や教育の場におかれた看護職員や看護学生の実態を踏まえ、良質な医療の確保のために真摯に議論を重ねてきた。当検討会の議論が、国民の医療と看護の未来を拓くものとなるよう、厚生労働省においては、文部科学省をはじめとする関係省庁などとも連携・協力し、財政支援も含め看護の質の向上と確保に積極的に取り組むよう、当検討会として強く要請する。

看護の質の向上と確保に関する検討会の経緯

	8841	
回数	開催日時	
第1回	平成 20 年	看護の質の向上と確保に関する意見交換
	11月27日	
第2回	12月8日	1)看護職員の確保について
		・話題提供
		尾形裕也(九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学教授)
		大久保清子(福井済生会病院副院長・看護部長)
		・意見交換
		2) 新人看護職員の質の向上について
		・話題提供
		石垣靖子(北海道医療大学看護福祉学部教授)
		福井次矢(聖路加国際病院長)
		・意見交換
第3回	12月25日	1) チーム医療の推進について
		・話題提供
		坂本すが(東京医療保健大学医療保健学部看護学科学科長)
		太田秀樹(おやま城北クリニック院長在宅・医師)
		・意見交換
		2) 看護教育のあり方
		・話題提供
		小山眞理子(神奈川県立保健福祉大学教授)
		斉藤茂子(東京都立板橋看護専門学校校長)
·		・意見交換
第4回	平成 21 年	「議論の整理(案)」をもとに意見交換
	1月21日	
第5回	3月6日	「中間とりまとめ(案)」についての意見交換